

行政財産及び普通財産の貸付料分納に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）第122条（第111条において準用する場合を含む。）において準用する第106条第1項ただし書に規定する行政財産及び普通財産の貸付料分納について必要な事項を定めるものとする。

(分納の申出)

第2条 行政財産及び普通財産の借受人（以下「借受人」という。）が貸付料の分納を希望する場合は、行政財産及び普通財産の貸付けの申請と同時に分納の申出書を交通局長に提出しなければならない。この場合において、分納の申出は、借入期間が6箇月以上の場合に限るものとする。

(分納の承認)

第3条 交通局長は、前条の申出について正当な理由がないと認めた場合を除き分納を認めるものとする。

(納入期限)

第4条 借受人は、借入期間の開始日から起算して30日以内に貸付料の半額を納入し、残りの貸付料は借入期間の開始日から6箇月以内に納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 平成27年4月1日以後の普通財産の貸付けに係る第2条の規定による申出書の提出及び第3条の規定による承認は、この要綱の施行の日前において

も、これらの規定の例により行うことができる。

(川崎市交通事業会計規程第102条の8ただし書の取扱要綱の廃止)

- 3 川崎市交通事業会計規程第102条の8ただし書の取扱い要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

制 定 理 由

貸付料の分納に関する取扱いについて、普通財産のほか行政財産についても適用できるように改正要綱を制定するものである。